

## ■除草剤：農業用

# ゼータワン®フロアブル

成分 プロピリスルフロン……1.7%  
物理的化学的性状 淡褐色水和性粘稠懸濁液体

登録番号：22836  
毒 性：—  
消 防 法：—  
有効年限：5年

包装：500ml×20

### ◆特 長

- ノビエを始め一年生広葉、カヤツリグサ科など幅広い雑草に効果を示す1成分の除草剤です。
- S U抵抗性雑草に対しても効果を示します。

### ◆適用と使用方法

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法	プロピリスルフロンを含む農薬の総使用回数
移植水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ ヘラオモダカ ヒルムシロ セリ エゾノサヤヌカグサ シズイ オモダカ クログワイ コウキヤガラ アオミドロ・藻類による表層はく離	移植後5日～ ノビエ3葉期 ただし、 移植後30日まで	500ml/10a	2回以内	原液湛水散布 又は 水口施用	2回以内
直播水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ウリカワ ミズガヤツリ ヘラオモダカ ヒルムシロ セリ	稻1葉期～ ノビエ3葉期 ただし、 収穫60日前まで			原液湛水散布	

ラベルをよく読み、ラベルの記載以外には使用しないで下さい。

## ◆注意事項

- (1) 使用前には容器を軽く振ること。また、使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
- (2) 本剤は雑草の発生前から生育初期に有効なので、ノビエの3葉期までに時期を失しないように散布すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にフレが出るので、必ず適期に散布するように注意すること。  
ホタルイ、ヘラオモダカは3葉期まで、ウリカワ、ミズガヤツリ、エゾノサヤヌカグサは2葉期まで、ヒルムシロは発生期まで、セリは再生前から再生始期まで、シズイは草丈3cmまで、オモダカ、クログワイ、コウキヤガラは発生始期まで、アオミドロ・藻類による表層はく離は発生前までが本剤の散布適期である。
- (3) 浅植え、浮き苗が生じないように、代かき、均平化作業及び植付けはていねいに行うこと。未熟有機物を施用した場合は、特にていねいに行うこと。
- (4) 敷布の際は水の出入りを止めて湛水状態のまま本剤を水田全面にゆきわたるように散布すること。
- (5) 水口施用の場合は入水時に本剤を水口に施用し、流入水と共に水田全面に拡散させること。処理後田面水が通常の湛水状態（湛水深3～5cm）に達したときに必ず水を止め田面水があふれ出ないように注意すること。
- (6) 本剤処理後、少なくとも3～4日間は通常の湛水状態（水深3～5cm）を保ち、田面を露出させたり水を切らしたりしないように注意すること。また、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。
- (7) 以下のような条件下では薬害が発生するおそれがあるので使用をさけること。  
①砂質土壤の水田及び漏水の大きな水田（減水深が2cm/日以上）  
②軟弱な苗を移植した水田。  
③極端な浅植えの水田。
- (8) 直播水稻で使用する場合、稻の根が露出する条件では薬害を生じるおそれがあるので注意すること。
- (9) 著しい多雨条件では除草効果が低下する場合があるので使用はさしひかえること。
- (10) 本剤は、移植前に生育したミズガヤツリには効果が劣るので、物理的防除方法などを用いて移植前に防除してから使用すること。
- (11) オモダカ、クログワイ、コウキヤガラ、シズイは発生期間が長く、遅い発生のものまでは十分な効果を示さない場合があるので、必要に応じて有効な後処理剤と組み合わせて使用すること。
- (12) 敷布田の田面水を他の作物に灌水しないこと。
- (13) 本剤はその殺草特性からいぐさ、れんこん、せり、くわいなどの生育を阻害するおそれがあるので、これらの作物の生育期に隣接田で使用する場合は十分注意すること。
- (14) いぐさ栽培予定水田では使用しないこと。
- (15) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意し、特に初めて使用する場合や異常気象時は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

## ◆安全使用上の注意

- (1) 敷布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、うがいをするとともに衣服を交換すること。
- (2) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- (3) かぶれやすい体质の人は取扱いに十分注意すること。

### ◆魚毒性

- (1)水産動植物（藻類）に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (2)散布後は水管理に注意すること。
- (3)散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。